

令和4年度第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月6日（月）13時30分～14時40分

2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター2階 講堂

3. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の承認について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請の承認について	2件
議案第3号	農地の競売に対する買受適格証明願の承認について	2件
議案第4号	農業経営改善計画について 新規	1件
議案第5号	農用地利用集積計画について 利用権の設定	18件
	所有権の移転	1件
議案第6号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について	
議案第7号	令和5年度東金市農作業別標準賃金について	

4. 報告

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第3号	地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	2件

5. 出席委員 14名（欠員1名）

会長12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄

6. 欠席委員 なし

7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査

8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第12回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、13番市原委員と14番平山委員を指名します。両委員、宜しくお願ひいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願ひいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願ひいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、7議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、7件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件でございます。議案第3号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認については、2件でございます。議案第4号、農業経営改善計画については、新規が1件でございます。議案第5号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が18件、所有権の移転が1件でございます。議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、議案第7号、令和5年度東金市農作業別標準賃金についてでございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年2月28日午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、大木委員より意見発表をお願いします。

1番　番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字君ヶ谷向下の田、現況は畑、56平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画については、枝豆の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

9番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、山口字道祖前の田、3筆、2,808平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人と譲受人は姉弟であり、東金市外に転居した譲渡人である姉の代わりに、譲受人である弟が耕作するための所有権移転です。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類も揃っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3及び4につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

2番 番号3及び4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、番号3は、北幸谷、小沼田、一之袋、依古島、下谷、西中の田、34筆、29,506平方メートルの農地と、番号4は、二之袋、依古島、下谷、西中の田、10筆、8,697平方メートルの農地です。譲渡人は個人事業者としての農業経営を縮小し、法人組織として安定的に農業経営を継続したいため、譲受人は農業経営を拡大し、安定的に農業経営を継続したいためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきましても、秋山委員より意見発表をお願いします。

2番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、西中字下塚の畑、248平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は申請地が自宅の隣接地のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しております。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

5番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、松之郷字川中子の田、2筆、570平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方に住んでいるため耕作できず、譲受人は隣接地で耕作しており農業経営拡大のためです。営農計画においては、稲作を予定しております。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、大木委員より意見発表をお願いします。

1番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字堀之内の畑、189平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため

す。営農計画については、枝豆の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金中学校の南西、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、枝豆です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、姉弟間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、大和幼稚園の北西、約600メートルに位置しています。譲渡人である姉が仕事の関係で東金市外に転出し、姉の代わりに譲受人である弟が耕作するため贈与することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3及び4は、同一譲受人による申請で、いずれも賃貸借による権利設定の申請です。場所は、申請番号3は北幸谷、小沼田、一之袋、依古島、下谷、西中の集落内に点在し、また、申請番号4は二之袋、依古島、下谷、西中の集落内に点在しております。申請番号3及び4とも、譲渡人は個人事業者としての農業経営を縮小し、法人組織として安定的に農業経営を継続したいため、農業経営拡大し、安定的に農業経営を継続するため権利設定することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南東、約600メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は当該農地が自宅の隣接地のため売買することになったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ときがね湖の北、約350メートルに位置しています。譲渡人は神奈川県に住んでおり遠方から耕作に来られないため、譲受人は自己の耕作地に近接しているため、売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、双方ともに経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号7は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、東金警察の東、約200メートルに位置しています。譲渡人は高齢化により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することになったものです。作付作目は、枝

豆です。3条許可基準への適合ですが、双方ともに経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

7番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間一丁目で区画整理地内にあり、地目は畑で、面積は423平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲2区画を予定しており、周りは既に宅地化され、造成工事はありません。事業計画書、資金計画書、残高証明書等も全て整っており、2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでしたので、許可相当と判断します。以上です。

次に、申請番号2につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

9番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、山田字新田の畑、880平方メートルの農地です。転用の目的は、資材置場の確保です。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるようなことはありませんでした。転用に必要な書類は揃っており、許可相当と判断いたします。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金労働基準監督署の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、宅地

分譲用地 2 区画です。申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第 3 種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号 2 は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉東金道路山田インターチェンジの南、約 900メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。申請者は、今まで土木工事は関連会社に任せていましたが、今般、新たに出来る範囲で自社で施工し、経営拡大を図るため、有料道路のインターチェンジに近く利便性が高く、また地形の良い当該土地を選定したものです。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に議案第 3 号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について審議に入ります。はじめに事務局より説明をお願いします。

事務局 本議案につきましては、裁判所が行う農地の競売に参加する際に必要となる買受適格証明書の交付請求に対し、願出人が農地法第 3 条の許可基準を満たしているか否かを審査していただくものでございます。願出人が買受適格証明書の交付を受け、落札者となった場合は、農地法第 3 条の許可申請書が提出されることとなります。この場合、再度総会に諮ることなく、許可書を交付することとなりますので、ご了解願います。

説明は以上です。

議 長 それでは、申請番号 1 につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号 1 について説明します。本件は、農地法第 3 条の規定による競売、買受適

格者証明の申請です。申請地は、家之子字三木戸下の田、1, 811平方メートルです。申請理由は、譲受人は農業経営拡大のため、また、隣接農地を耕作しているためとのことです。水稻の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、問題となる状況は見られませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、許可相当と思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、細谷委員より意見発表をお願いします。

4 番 本件は、農地法第3条の規定による競売、買受適格者証明の申請です。申請地は、家之子字荒蒔の田、2筆、2, 042平方メートルです。申請理由は、耕作可能範囲とのことです。2月28日に現地を確認しましたが、田について問題はありませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準、面積、農機具、作業従事150日との申請ですが、65歳、会社役員、職業は土地商い、以上の結果、委員5人の考えとして好ましくない、不許可と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、家之子字三木戸下の田、1筆、面積1, 811平方メートルの案件です。場所は、千葉県農業大学校の北東、約700メートルに位置しています。証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、当該農地は申請者の耕作地に隣接しております。なお、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、家之子字荒蒔の田、2筆、面積2, 042平方メートルの案件です。場所は、千葉県農業大学校の南東、約800メートルに位置しています。証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、当該農地は申請者の耕作可能な範囲に在ります。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

4 番 番号1と番号2を別に審議していただきたいと思います。

議 長 それでは、番号1について、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 番号1について、賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、番号2について、細谷委員さんより不許可との意見がございましたが、

細谷委員さん、ご意見ございますでしょうか。

4 番 1 班 5 人が不許可の考えです。

議 長 不許可の理由は何かございますか。

4 番 農業に常時従事しておらず、耕作していません。土地商いをしています。

議 長 はい、日暮委員さん。

1 5 番 不許可の理由をもう少し詳しく教えてもらえますか。

議 長 はい、細谷委員さん。

4 番 3 条許可基準がありますよね。面積、農機具、作業に常時従事しているか。要するに、農業を営んでいるかということですね。それが不許可の理由です。買受証明の意見発表ですから、農業委員としてしっかりした態度を示さないとイケないと思います。以上です。

議 長 今、細谷委員さんより不許可の回答が出ましたけれど、他の委員さんのご意見いかがでしょうか。

1 1 番 3 条許可基準は満たしているんですか、事務局。

事務局 書類では 1 5 0 日従事となっています。農機具は、自動車 1 台、トラクター 1 台を所有し、リースでコンバイン 1 台、田植え機 1 台となっています。
書類上は、許可基準を満たしております。

議 長 書類上は、許可基準を満たしているとのことですか。

4 番 事務局は書類を受け、農業委員はそれを調査します。正式に農業を営んでいる人が買うのであれば許可です。はっきり言えば、不動産業です。そういう方は競売に参入できない、農業委員として資格を与えるべきでないと思います。

事務局 細谷委員さんは、申請者に確認していただいたということでしょうか。

4 番 土地商いをしていて、地元の方の確認もしております。

事務局 不動産業をしているから、許可できないということでしょうか。農業もやられ

てるということですが。

4 番 そういう商売をしている方に許可をすべきでないと思います。

7 番 本当に農業をやっているのか確認、調査してからでは。

議 長 では、調査いたします。今回は、一時保留ということではいかがでしょうか。

10 番 細谷さんが言っているのは、不動産業をしているからだめということでしょう。だめだという説明がつかないでしょ。

5 番 本人にきちんと確認して、耕作を確認できれば不動産業をしても許可だと思います。保留でよろしいと思います。

議 長 番号2については、保留ということではよろしいでしょうか。挙手願います。

(挙手多数)

議 長 保留ということで進めさせていただきます。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求められた案件は新規1件でございます。

1ページをお願いいたします。営農類型は水稲、イチゴです。主な改善計画についてですが、水稲については経営面積の増大を目指すこと、またイチゴについては病虫害の防除をすすめ反収増加により経営の安定化を図っていきます。

3ページをお願いいたします。農機具の取得計画については、田植え機、乾燥機、コンバインなど、主に水稲に関するものを取得する計画です。

以上、新規1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、7番農宮委員、15番日暮委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

(農宮委員、日暮委員退室)

議 長 再開します。それでは農政課より説明願います。

農政課 議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第3次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第2次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、18件、面積合計、96,688平方メートル、内訳、3年、1件、面積合計、8,053平方メートル、5年、9件、面積合計、45,906平方メートル、10年、8件、面積合計、42,729平方メートル、所有権の移転、1件、面積合計、948平方メートルです。

1ページから3ページまでに関しては12月に期間満了した利用権更新分になりますので説明を省略させて頂きます。4ページが3年の利用権設定管理台帳で5ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で下谷の認定農業者に貸し付けとなっております。6ページが5年の利用権設定管理台帳で7ページから13ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3番、4番、5番、7番は更新、6番は新規で同じ家之子の認定農業者へ貸付となっております。8番は新規で松之郷の認定農業者に貸し付けとなっております。9番は新規で家之子の認定農業者に貸し付けとなっております。14ページが10年の利用権設定管理台帳で15ページから20ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規で二又の認定農業者に貸付となっております。2番は新規で上谷の認定農業者へ貸付となっております。3番は新規で田中の認定農業者に貸し付けとなっております。4番は新規で松之郷の認定農業に貸し付けとなっております。5番、6番は新規で同じ川場の認定農業者に貸し付けとなっております。21ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で23ページから28ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。7番は新規で上谷の認定農業者へ貸付となっております。8番は新規で田間の農業者に貸し付けとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は29ページから33ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。売買について、34ページのとおりです。35ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、36ページが所有

権の移転を受けた者の農業経営の状況です。耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。買い手については松之郷の農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(農宮委員、日暮委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、ご説明申し上げます。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、『遊休農地の発生防止・解消』、『担い手への農地利用の集積・集約化』、『新規参入の促進』の3つの取り組みについて、目標と具体的な推進方法を定めるものでございます。本市におきましては、平成29年10月に当初指針を作成し、その後、令和2年の改選に合わせて見直しを行い、現在に至っているものでございます。一方、国におきましては、昨年2月にガイドラインを発出し、最適化活動の目標設定にあたっての考え方を示すとともに、昨年5月には農業経営基盤強化促進法等が改正され、地域計画の策定や最適化指針の作成が義務化されるなど、農地利用の最適化を取り巻く状況も変化しております。このような背景から、すでに指針を作成済みの農業委員会におきましても今年度中に法改正等を踏まえた適正な修正が求められていることから、事務局において、全国農業会議所から示されている参考例をもとに指針の変更案を作成いたしましたので、本日は、本案についてのご審議をお願いするものでございます。なお、本日、この変更案をご承認いただきましたら、早々に市のホームページで公表したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

。それでは、議案についてご説明申し上げます。議案書は11ページ、別紙として変更案を配付してございます。また、参考資料として、指針に設定した目標の変更前後の対照表をお配りしてございます。

はじめに別紙変更案をご覧ください。第1には「基本的な考え方」を示しております。単年度の具体的な活動についての記載を国のガイドラインに沿って作成した活動計画とする旨の修正を行っております。第2は、「具体的な目標、推進方法及び評価方法」を記載してございます。「遊休農地」、「利用集積」、「新規参入」の順に「目標」、「具体的な推進方法」、「評価方法」について、それぞれ記載しております。目標年次につきましては、令和5年7月から令和8年3月に変更しております。「具体的な推進方法」、「評価方法」については、全国農業会議所から示されている参考例をもとに修正、追加を行っております。第3は、「地域計画」の目標を達成するための役割を記載しております。こちらは、全国農業会議所から示されている参考例をもとに新たに追加したものでございます。

続きまして、参考資料をご覧ください。目標値についての変更前後の内容を記載しております。左側が変更前、右側が変更後です。遊休農地につきましては、毎年度における解消面積を1ヘクタールから6ヘクタールに変更しております。国のガイドラインの考え方と整合を図ったものでございます。利用集積につきましては、令和5年度33パーセントから令和7年度51パーセントに変更しております。県の計画との整合を図るため見直しを行いました。新規参入につきましては、これまで毎年度3経営体としておりましたが、個人と法人を分け、個人が2人、法人が1法人に修正したものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第7号、農作業別標準賃金について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第7号、農作業別標準賃金について、ご説明いたします。農作業別標準賃金につきましては、毎年、農業委員会において設定し、公表しているものでございます。賃金の設定に際しましては、千葉県農業会議より「地域別標準農作業賃金」及び「機械による標準農作業料金」等が示されており、これを参考として別紙の案を作成しております。参考資料としてお配りした前年度との比較表をご覧ください。令和4年度と比較いたしますと、ほとんどの項目で上昇しております。これは機械本体価格や燃料費の値上がりが影響しているものでございます。以上、別紙（案）のとおり、お諮りいたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

15番 はい。

議 長 日暮委員。

15番 まず、標準賃金の発表は年度表示となっているが、早い人では1月頃から作業が始まっていることから、暦年表示でできないものか。次に項目について、3番4番、耕転機による水田耕起と水田代かき、また、9番10番、バインダーでの刈取、ハーベスターでの脱穀という項目が例年載っているところでありますけども、実際にこういう作業を請負っている人がいるのかどうか、いないのであれば、実態がなければ、これは削除すべきであると思います。併せて、現在ドローン等もだいぶ普及しておりますので、そういった現状に即した項目も追加する必要があるのではないかと思います。

事務局 お答えいたします。まず、作業賃金を定める時期でございますが、千葉県農業会議からの作業賃金の取りまとめの通知が市へ来るのが2月であることから、現状では暦年表示は難しいものと考えております。また、項目についてですが、実態がなければ、削除しても良いかと思いますが、市内で全く無いわけではないと思いますので、今現在はそのまま残してあります。新たな項目が必要であれば、検討させていただく余地があるのではないかと思います。

議 長 日暮委員、よろしいでしょうか。

15番 はい。

議 長 議案第7号、農作業別標準賃金について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の13ページから18ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は7件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の19ページから20ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は6件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の21ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。2件の照会があり、現地調査を2月10日及び22日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年3月6日